

令和4年9月28日

令和4年9月定例議会追加議案

鈴鹿市手数料条例の一部改正について

鈴鹿市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 9 月 2 8 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市手数料条例の一部を改正する条例

(別 紙)

提案理由

都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則等の一部改正に伴い、低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の改定等を行うについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市手数料条例の一部を改正する条例

鈴鹿市手数料条例(平成12年鈴鹿市条例第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						
別表第7(第2条関係)						
都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)関係						
手数料 を徴収 する事 務	手 数 料 の 名 称	手数料の金額				
		区 分				1件当たりの金 額
1 都 市 の 低 炭 素 化 の 促 進 に 関 す る 法 律 第 53 条 第 1 項 の 規 定 に 基	低炭 素建 築物 新築 等計 画認 定申 請手 数料	住 宅 の 場 合	ア 申請 に係る 低炭素 建築物 新築等 計画が 、都市 の低炭 素化の 促進に 関する 法律第 54条第 1項各	一戸建ての住宅		5,000円
				共 住 同 戸 住 部 宅 分 等	1棟の総戸数が5 戸以下のもの	10,100円
					1棟の総戸数が6 戸以上10戸以下の もの	17,300円
					1棟の総戸数が11 戸以上25戸以下の もの	28,900円
					1棟の総戸数が26 戸以上50戸以下の	48,400円

改正前

別表第7（第2条関係）

都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）関係

手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の金額						
		区分				1 件当たりの金額		
1 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	住宅の場合	ア 申請に係る低炭素建築物新築等計画が，都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各	一戸建ての住宅		5,000円		
				共同住宅等	住戸部分	1 棟の申請戸数が	5,000円	
						1 戸のもの		
						1 棟の申請戸数が	10,100円	
						2 戸以上 5 戸以下のもの		
						1 棟の申請戸数が	17,300円	
6 戸以上10戸以下のもの								
1 棟の申請戸数が	28,900円							
11戸以上25戸以下のもの								
1 棟の申請戸数が	48,400円							
26戸以上50戸以下のもの								

づく 低炭 素建 築物 新築 等計 画の 認定 の申 請に 対す る審 査				号に掲 げる基 準又は これと 同等の 基準に 適合す るもの として 市長が 定める 方法に より技 術的審 査を受 けたも のであ る場合		もの	
						1棟の総戸数が51 戸以上100戸以下 のもの	86,800円
						1棟の総戸数が10 1戸以上200戸以下 のもの	137,400円
						1棟の総戸数が20 1戸以上300戸以下 のもの	173,600円
						1棟の総戸数が30 1戸以上のもの	185,100円
					略	略	略
				イ ア以 外の場 合	一戸建ての住宅		36,800円
					共 住 同 戸 住 部 宅 分 等	1棟の総戸数が5 戸以下のもの	74,500円
						1棟の総戸数が6 戸以上10戸以下の もの	104,800円
						1棟の総戸数が11 戸以上25戸以下の	147,500円

づく 低炭 素建 築物 新築 等計 画の 認定 の申 請に 対す る審 査				号に掲 げる基 準又は これと 同等の 基準に 適合す るもの として 市長が 定める 方法に より技 術的審 査を受 けたも のであ る場合		のもの	
						1棟の <u>申請戸数</u> が 51戸以上100戸以 下のもの	86,800円
						1棟の <u>申請戸数</u> が 101戸以上200戸以 下のもの	137,400円
						1棟の <u>申請戸数</u> が 201戸以上300戸以 下のもの	173,600円
						1棟の <u>申請戸数</u> が 301戸以上のもの	185,100円
					略	略	略
				イ ア以 外の場 合	一戸建ての住宅		36,800円
					共 住 同 戸 住 部 宅 分 等	1棟の <u>申請戸数</u> が <u>1戸のもの</u>	<u>36,800円</u>
						1棟の <u>申請戸数</u> が <u>2戸以上</u> 5戸以下 のもの	74,500円
						1棟の <u>申請戸数</u> が 6戸以上10戸以下 のもの	104,800円
						1棟の <u>申請戸数</u> が 11戸以上25戸以下	147,500円

				もの	
				1 棟の <u>総戸数</u> が26 戸以上50戸以下の もの	211, 900円
				1 棟の <u>総戸数</u> が51 戸以上100戸以下 のもの	303, 800円
				1 棟の <u>総戸数</u> が10 1戸以上200戸以下 のもの	411, 500円
				1 棟の <u>総戸数</u> が20 1戸以上300戸以下 のもの	539, 600円
				1 棟の <u>総戸数</u> が30 1戸以上のもの	633, 600円
			略	略	略
略	略			略	略
複合建築物の場合					<u>申請対象部分が</u> <u>次に掲げる場合</u> <u>には、それぞれ</u> <u>次に定める金額</u> <u>を加算する。</u>
					(1) 一戸の住 宅の用途に供

				のもの	
				1 棟の申請戸数が 26戸以上50戸以下 のもの	211, 900円
				1 棟の申請戸数が 51戸以上100戸以 下のもの	303, 800円
				1 棟の申請戸数が 101戸以上200戸以 下のもの	411, 500円
				1 棟の申請戸数が 201戸以上300戸以 下のもの	539, 600円
				1 棟の申請戸数が 301戸以上のもの	633, 600円
			略	略	略
略	略	略	略	略	略
複 合 建 築 物 の 場 合	<u>ア 複合建築物全体の認定申請をする 場合又は複合建築物の住戸の部分及 び複合建築物全体の認定申請をする 場合</u>				<u>次に掲げる場合 の区分に応じ、 それぞれ次に定 める額。この場 合において、1 の項中「申請戸 数」とあるのは、 「総戸数」と読 み替えるものと する。</u> (1) 一戸の住 宅の用途に供

				する部分を有 する場合 <u>1</u> <u>の項の一戸建</u> <u>ての住宅の手</u> <u>数料の金額</u>
				(2) 共同住宅 等の用途に供 する部分を有 する場合 (<u>ア)及び(イ)</u> の金額を合算 した<u>金額</u>

					する部分を有 する場合（ <u>ア）及び（イ）</u> <u>の金額を合算</u> <u>した額</u> <u>（ア） 1 の項</u> <u>の一戸建て</u> <u>の住宅の手</u> <u>数料の金額</u> <u>（イ） 住宅以</u> <u>外の用途に</u> <u>供する部分</u> <u>の床面積に</u> <u>応じた 1 の</u> <u>項の非住宅</u> <u>建築物の手</u> <u>数料の金額</u> （2） 共同住宅 等の用途に供 する部分を有 する<u>建築物で</u> <u>あって、住戸</u> <u>部分及び共用</u> <u>部分の設計一</u> <u>次エネルギー</u> <u>消費量を算定</u> <u>する場合（</u> <u>ア）から（ウ）</u> <u>までの金額を</u> <u>合算した額</u>	
--	--	--	--	--	---	--

(ア)・(イ)

略

(3) 住宅以外
の用途に供す
る部分を有す
る場合 住宅
以外の用途に
供する部分の
床面積に応じ
た1の項の非
住宅建築物の
手数料の金額

					(ア)・(イ) 略 (ウ) <u>住宅以外 の用途に 供する部分 の床面積に 応じた 1 の 項の非住宅 建築物の手 数料の金額</u> (3) <u>共同住宅 等の用途に供 する部分を有 する建築物で あって、共用 部分の設計一 次エネルギー 消費量を算定 しない場合</u> <u>前号(ア)及び (ウ)の金額を 合算した額</u>
				<u>イ 複合建築物の住戸の部分の認定申 請をする場合</u>	<u>複合建築物の形 態に応じて、 1 の項の一戸建て の住宅の手数料 の金額又は認定 申請をする住戸 部分の戸数に応 じた共同住宅等</u>

2 都 市の 低炭 素化 の促 進に 関す る法 律第 55条 第1 項の 規定 に基 づく 低炭 素建 築物 新築 等計 画の 変更 の認 定の 申請 に対 する	低炭 素建 築物 新築 等計 画変 更認 定申 請手 数料	住 宅 の 場 合	ア 申請 に係る 低炭素 建築物 新築等 計画が ，都市 の低炭 素化の 促進に 関する 法律第 54条第 1項各 号に掲 げる基 準又は これと 同等の 基準に 適合す るもの として 市長が 定める 方法に より技	一戸建ての住宅			3,000円
				共 住 同 戸 住 部 宅 分 等		1 棟の総戸数が5戸以下のもの	6,000円
						1 棟の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	10,400円
						1 棟の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	17,300円
						1 棟の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	29,000円
						1 棟の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	52,000円
						1 棟の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	82,400円
						1 棟の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	104,100円
						1 棟の総戸数が301戸以上のもの	111,100円
				略		略	略

						の住戸部分の手 数料の金額
2 都 市の 低炭 素化 の促 進に 関す る法 律第 55条 第1 項の 規定 に基 づく 低炭 素建 築物 新築 等計 画の 変更 の認 定の 申請 に対 する	低炭 素建 築物 新築 等計 画変 更認 定申 請手 数料	住 宅 の 場 合	ア 申請 に係る 低炭素 建築物 新築等 計画が ，都市 の低炭 素化の 促進に 関する 法律第 54条第 1項各 号に掲 げる基 準又は これと 同等の 基準に 適合す るもの として 市長が 定める 方法に より技	一戸建ての住宅		3,000円
				共 住 同 戸 住 部 宅 分 等	1 棟の申請戸数が 1 戸のもの	3,000円
					1 棟の申請戸数が 2 戸以上 5 戸以下 のもの	6,000円
					1 棟の申請戸数が 6 戸以上10戸以下 のもの	10,400円
					1 棟の申請戸数が 11戸以上25戸以下 のもの	17,300円
					1 棟の申請戸数が 26戸以上50戸以下 のもの	29,000円
					1 棟の申請戸数が 51戸以上100戸以 下のもの	52,000円
					1 棟の申請戸数が 101戸以上200戸以 下のもの	82,400円
					1 棟の申請戸数が 201戸以上300戸以 下のもの	104,100円
					1 棟の申請戸数が 301戸以上のもの	111,100円
				略	略	略

審査	術的審査を受けたものである場合					
	イ ア以外の場合	一戸建ての住宅				18,900円
		共同住宅等	住戸部分	1棟の総戸数が5戸以下のもの		38,200円
				1棟の総戸数が6戸以上10戸以下のもの		54,100円
				1棟の総戸数が11戸以上25戸以下のもの		76,600円
				1棟の総戸数が26戸以上50戸以下のもの		110,800円
				1棟の総戸数が51戸以上100戸以下のもの		160,500円
				1棟の総戸数が101戸以上200戸以下のもの		219,500円
				1棟の総戸数が201戸以上300戸以下のもの		287,100円

審査	術的審査を受けたものである場合			
	イ ア以外の場合	一戸建ての住宅		18,900円
		共同住宅等	1棟の申請戸数が 1戸のもの	18,900円
			1棟の申請戸数が 2戸以上5戸以下のもの	38,200円
			1棟の申請戸数が 6戸以上10戸以下のもの	54,100円
			1棟の申請戸数が 11戸以上25戸以下のもの	76,600円
			1棟の申請戸数が 26戸以上50戸以下のもの	110,800円
			1棟の申請戸数が 51戸以上100戸以下のもの	160,500円
			1棟の申請戸数が 101戸以上200戸以下のもの	219,500円
			1棟の申請戸数が 201戸以上300戸以下のもの	287,100円

			1棟の総戸数が30 1戸以上のもの	335,300円
		略	略	略
略	略		略	略
複合建築物の場合				<u>申請対象部分が 次に掲げる場合 には、それぞれ 次に定める金額 を加算する。</u> (1) 一戸の住 宅の用途に供 する部分を有 する場合 <u>2</u> <u>の項の一戸建</u> <u>ての住宅の手</u> <u>数料の金額</u>

			1 棟の申請戸数が 301戸以上のもの	335,300円
		略	略	略
略	略	略	略	略
複 合 建 築 物 の 場 合	<u>ア 複合建築物全体の認定申請をする 場合又は複合建築物の住戸の部分及 び複合建築物全体の認定申請をする 場合</u>			<u>次に掲げる場合 の区分に応じ、 それぞれ次に定 める額。この場 合において、 2 の項中「申請戸 数」とあるのは、 「総戸数」と読 み替えるものと する。</u> (1) 一戸の住 宅の用途に供 する部分を有 する場合 (<u>ア)及び(イ)</u> <u>の金額を合算 した額</u> <u>(ア) 2の項 の一戸建て の住宅の手 数料の金額</u> <u>(イ) 住宅以 外の用途に 供する部分 の床面積に</u>

					(2) 共同住宅等の用途に供する部分を有する場合 (ア)及び(イ)の金額を合算した<u>金額</u> (ア)・(イ) 略 <u>(3) 住宅以外</u> <u>の用途に供す</u> <u>る部分を有す</u>
--	--	--	--	--	---

			<u>る場合 住宅</u> <u>以外の用途に</u> <u>供する部分の</u> <u>床面積に応じ</u> <u>た 2 の項の非</u> <u>住宅建築物の</u> <u>手数料の金額</u>
備考			
1 ～ 3 略			
<u>4 共同住宅等の認定申請をする場合の手数料の金額は，住戸部分の手数料の金額及び共用部分の床面積に応じた手数料の金額を合算した金額とする。</u>			

				<u>する建築物で</u> <u>あって、共用</u> <u>部分の設計一</u> <u>次エネルギー</u> <u>消費量を算定</u> <u>しない場合</u> <u>前号(ア)及び</u> <u>(ウ)の金額を</u> <u>合算した額</u>
			<u>イ 複合建築物の住戸の部分の認定申</u> <u>請をする場合</u>	<u>複合建築物の形</u> <u>態に応じて、2</u> <u>の項の一戸建て</u> <u>の住宅の手数料</u> <u>の金額又は認定</u> <u>申請をする住戸</u> <u>部分の戸数に応</u> <u>じた共同住宅等</u> <u>の住戸部分の手</u> <u>数料の金額</u>

備考

1～3 略

4 共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合又は共同住宅等の住戸部分及び共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合の手数料の金額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。この場合において、この表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。

(1) 住戸部分及び共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定する場合

住戸部分の手数料の金額及び共用部分の床面積に応じた手数料の金額を合算した金額

(2) 共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定しない場合 住戸部分の

別表第8（第2条関係）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）関係

手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の金額					
		区分			1 件当たりの金額		
略							
4 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	住宅の場合	ア 申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法	一戸建ての住宅			5,000円
				共同住宅等	住戸部分	1 棟の総戸数が 5 戸以下のもの	10,100円
						1 棟の総戸数が 6 戸以上10戸以下のもの	17,300円
						1 棟の総戸数が11 戸以上25戸以下のもの	28,900円
						1 棟の総戸数が26 戸以上50戸以下のもの	48,400円

手数料の金額

5・6 略

7 この表において「設計一次エネルギー消費量」とは、実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量（一年間に消費するエネルギー（エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第2条第1項に規定するエネルギーをいう。）の量を熱量に換算したものをいう。）をいう。

別表第8（第2条関係）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）関係

手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の金額					
		区分			1件当たりの金額		
略							
4 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	住宅の場合	ア 申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法	一戸建ての住宅		5,000円	
				共同住宅等	住戸	1棟の申請戸数が1戸のもの	5,000円
						1棟の申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	10,100円
					住宅分	1棟の申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	17,300円
						1棟の申請戸数が11戸以上25戸以下のもの	28,900円
						1棟の申請戸数が26戸以上50戸以下のもの	48,400円

規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査			律第35条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が定める方法により技術審査を受けたものである場合		1棟の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	86,800円
					1棟の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	137,400円
					1棟の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	173,600円
					1棟の総戸数が301戸以上のもの	185,100円
				略	略	略
		イ ア以外の場合	一戸建ての住宅			36,800円
			共同住宅等	住戸部分	1棟の総戸数が5戸以下のもの	74,500円
					1棟の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	104,800円

規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	律第35条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が定める方法により技術審査を受けたものである場合			1棟の <u>申請戸数</u> が51戸以上100戸以下のもの	86,800円
				1棟の <u>申請戸数</u> が101戸以上200戸以下のもの	137,400円
				1棟の <u>申請戸数</u> が201戸以上300戸以下のもの	173,600円
				1棟の <u>申請戸数</u> が301戸以上のもの	185,100円
			略	略	略
	イ ア以外の場合	一戸建ての住宅			36,800円
		共同住宅等	住戸部分	1棟の <u>申請戸数</u> が <u>1戸のもの</u>	<u>36,800円</u>
				1棟の <u>申請戸数</u> が <u>2戸以上5戸以下</u> のもの	74,500円
				1棟の <u>申請戸数</u> が6戸以上10戸以下	104,800円

				もの	
				1 棟の <u>総戸数</u> が11戸以上25戸以下のもの	147,500円
				1 棟の <u>総戸数</u> が26戸以上50戸以下のもの	211,900円
				1 棟の <u>総戸数</u> が51戸以上100戸以下のもの	303,800円
				1 棟の <u>総戸数</u> が101戸以上200戸以下のもの	411,500円
				1 棟の <u>総戸数</u> が201戸以上300戸以下のもの	539,600円
				1 棟の <u>総戸数</u> が301戸以上のもの	633,600円
			略	略	略
略	略			略	略
				複合建築物の場合 <u>申請対象部分が次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額を加算する。</u>	

				のもの	
				1 棟の <u>申請戸数</u> が 11戸以上25戸以下 のもの	147, 500円
				1 棟の <u>申請戸数</u> が 26戸以上50戸以下 のもの	211, 900円
				1 棟の <u>申請戸数</u> が 51戸以上100戸以 下のもの	303, 800円
				1 棟の <u>申請戸数</u> が 101戸以上200戸以 下のもの	411, 500円
				1 棟の <u>申請戸数</u> が 201戸以上300戸以 下のもの	539, 600円
				1 棟の <u>申請戸数</u> が 301戸以上のもの	633, 600円
			略	略	略
略	略	略	略	略	略
複 合 建 築 物 の 場 合	<u>ア 複合建築物全体の認定申請をする 場合又は複合建築物の住戸の部分及 び複合建築物全体の認定申請をする 場合</u>			<u>次に掲げる場合 の区分に応じ、 それぞれ次に定 める額。この場 合において、 4 の項中「申請戸 数」とあるのは、 「総戸数」と読 み替えるものと</u>	

					(1) 一戸の住宅の用途に供する部分を有する場合 <u>4</u>の項の一戸建ての住宅の手数料の金額
					(2) 共同住宅等の用途に供する部分を有する建築物で共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算定する場合 (ア)及び(イ)の金額

					する。 (1) 一戸の住宅の用途に供する部分を有する場合 (ア)及び(イ)の金額を合算した額 (ア) 4の項の一戸建ての住宅の手数料の金額 (イ) 住宅以外の用途に供する部分の床面積に応じた4の項の非住宅建築物の手数料の金額 (2) 共同住宅等の用途に供する部分を有する建築物であって、住戸部分及び共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定する場合 (
--	--	--	--	--	--

				を合算した金額 (ア)・(イ) 略
				(3) 共同住宅等の用途に供する部分を有する建築物で共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算定しない場合 前号(ア)の金額
				(4) 住宅以外の用途に供する部分を有する場合 住宅以外の用途に

(3) 共同住宅等の用途に供する部分を有する建築物であつて、共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定しない場合
前号(ア)及び(ウ)の金額を合算した額

							<u>供する部分の</u> <u>床面積に応じ</u> <u>た4の項の非</u> <u>住宅建築物の</u> <u>手数料の金額</u>
5 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	住宅の場合	ア 申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関	一戸建ての住宅			3,000円
				共同住宅等	住戸部分	1棟の <u>総戸数</u> が5戸以下のもの	6,000円
						1棟の <u>総戸数</u> が6戸以上10戸以下のもの	10,400円
						1棟の <u>総戸数</u> が11戸以上25戸以下のもの	17,300円
						1棟の <u>総戸数</u> が26戸以上50戸以下のもの	29,000円

[illegible]

項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の変更の申請に対する審査	する法律第35条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が定める方法により技術審査を受けたものである場合		のもの		
			1棟の申請戸数が51戸以上100戸以下のもの		52,000円
			1棟の申請戸数が101戸以上200戸以下のもの		82,400円
			1棟の申請戸数が201戸以上300戸以下のもの		104,100円
			1棟の申請戸数が301戸以上のもの		111,100円
	イ ア以外の場合		略	略	略
			一戸建ての住宅		18,900円
			共同住宅等	1棟の申請戸数が1戸のもの	18,900円
				1棟の申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	38,200円
				1棟の申請戸数が	54,100円

			戸以上10戸以下の もの	
			1 棟の <u>総戸数</u> が11 戸以上25戸以下の もの	76, 600円
			1 棟の <u>総戸数</u> が26 戸以上50戸以下の もの	110, 800円
			1 棟の <u>総戸数</u> が51 戸以上100戸以下 のもの	160, 500円
			1 棟の <u>総戸数</u> が10 1戸以上200戸以下 のもの	219, 500円
			1 棟の <u>総戸数</u> が20 1戸以上300戸以下 のもの	287, 100円
			1 棟の <u>総戸数</u> が30 1戸以上のもの	335, 300円
		略	略	略
略	略		略	略
複合建築物の場合				<u>申請対象部分が 次に掲げる場合 には、それぞれ 次に定める金額 を加算する。</u>

				6 戸以上10戸以下のもの	
				1 棟の <u>申請戸数</u> が11戸以上25戸以下のもの	76, 600円
				1 棟の <u>申請戸数</u> が26戸以上50戸以下のもの	110, 800円
				1 棟の <u>申請戸数</u> が51戸以上100戸以下のもの	160, 500円
				1 棟の <u>申請戸数</u> が101戸以上200戸以下のもの	219, 500円
				1 棟の <u>申請戸数</u> が201戸以上300戸以下のもの	287, 100円
				1 棟の <u>申請戸数</u> が301戸以上のもの	335, 300円
			略	略	略
略	略	略	略	略	略
複合建築物の場合	<u>ア 複合建築物全体の認定申請をする場合又は複合建築物の住戸の部分及び複合建築物全体の認定申請をする場合</u>				<u>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額。この場合において、5の項中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読</u>

					(1) 一戸の住宅の用途に供する部分を有する場合 <u>5</u>の項の一戸建ての住宅の手数料の金額
					(2) 共同住宅等の用途に供する部分を有する建築物で共用部分の<u>誘導設計一次エネルギー消費量</u>を算定する場合 (ア)<u>及</u>

					<u>み替えるものと</u> <u>する。</u> (1) 一戸の住宅の用途に供する部分を有する場合 (<u>ア)及び(イ)</u> <u>の金額を合算した額</u> <u>(ア) 5の項</u> <u>の一戸建て</u> <u>の住宅の手</u> <u>数料の金額</u> <u>(イ) 住宅以</u> <u>外の用途に</u> <u>供する部分</u> <u>の床面積に</u> <u>応じた5の</u> <u>項の非住宅</u> <u>建築物の手</u> <u>数料の金額</u> (2) 共同住宅等の用途に供する部分を有する建築物であって、 <u>住戸</u> <u>部分及び共用</u> <u>部分の設計一</u> <u>次エネルギー</u> <u>消費量を算定</u>
--	--	--	--	--	--

					<u>び(イ)の金額</u> <u>を合算した金額</u> (ア)・(イ) 略
					(3) 共同住宅 等の用途に供 する部分を有 する建築物で 共用部分の誘 導設計一次エ ネルギー消費 量を算定しな い場合 前号 (ア)の金額
					(4) <u>住宅以外</u> <u>の用途に供す</u> <u>る部分を有す</u> <u>る場合 住宅</u>

					する場合（ <u>ア）から（ウ）</u> <u>までの金額を</u> <u>合算した額</u> （ア）・（イ） 略 <u>（ウ） 住宅以</u> <u>外の用途に</u> <u>供する部分</u> <u>の床面積に</u> <u>応じた５の</u> <u>項の非住宅</u> <u>建築物の手</u> <u>数料の金額</u> （３） 共同住宅 等の用途に供 する部分を有 する建築物で <u>あって、共用</u> <u>部分の設計一</u> <u>次エネルギー</u> <u>消費量を算定</u> しない場合 前号（ア）<u>及び</u> <u>（ウ）の金額を</u> <u>合算した額</u>	
--	--	--	--	--	--	--

			<u>以外の用途に</u> <u>供する部分の</u> <u>床面積に応じ</u> <u>た 5 の項の非</u> <u>住宅建築物の</u> <u>手数料の金額</u>
略			

備考

1 ～ 8 略

9 この表において「誘導設計一次エネルギー消費量」とは、実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量（一年間に消費するエネルギー（エネルギーの使用の合理化等に関する法律第 2 条第 1 項に規定するエネルギーをいう。）の量を熱量に換算したものをいう。以下同じ。）であって、建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合するかどうかの審査に用いるものをいう。

10 この表において「設計一次エネルギー消費量」とは、実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量であって、建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかの判定に用いるものをいう。

			イ <u>複合建築物の住戸の部分の認定申請をする場合</u>	<u>複合建築物の形態に応じて、5の項の一戸建ての住宅の手数料の金額又は認定申請をする住戸部分の戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の金額</u>
略				

備考

1 ～ 8 略

- 9 この表において「設計一次エネルギー消費量」とは、実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量（一年間に消費するエネルギー（エネルギーの使用の合理化等に関する法律第2条第1項に規定するエネルギーをいう。）の量を熱量に換算したものをいう。）をいう。

11 略

12 4の項及び5の項において、共同住宅等の認定申請をする場合の手数料の金額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。

(1) 住戸部分及び共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算定する場合
住戸部分の手数料の金額及び共用部分の床面積に応じた手数料の金額を合算した金額

(2) 共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算定しない場合 住戸部分の手数料の金額

13 略

14 6の項において、共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合又は共同住宅等の住戸部分及び共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合の手数料の金額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。
この場合において、この表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。

(1)・(2) 略

15 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表第7及び別表第8の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

10 略

11 略

12 4の項から6の項までにおいて，共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合又は共同住宅等の住戸部分及び共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合の手数料の金額は，次に掲げる場合の区分に応じ，それぞれ次に定める金額とする。この場合において，この表中「申請戸数」とあるのは，「総戸数」と読み替えるものとする。

(1)・(2) 略

13 略